強化育成指定選手規程

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

(目的)

第1条 パラリンピックを目指す若い世代の選手の育成を目的とする。強化育成指定選手合宿への参加、ユース等対象の国際大会への派遣などの機会を作るとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、スポーツ栄養、メンタル面等を教示し、将来の日本代表選手としての成長を図る。

(対象)

- 第2条 強化育成指定選手は、次の項目のすべてを満たす者とする。
 - (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟(以下「当連盟」)登録者。
 - (2) 毎年1月1日から同年12月31日の期間、満14歳以上23歳未満(中学3年生以上)である者。
 - (3) 国際パラリンピック委員会(以下 IPC)登録者及び速やかに登録の意思のある者。
 - (4) 世界パラ陸上競技連盟(以下WPA)公認大会で別表の強化育成指定選手基準 記録を(前年に)突破している者。ただし、その他の(公財)日本陸上競技連 盟公認大会で標準記録を突破した場合は、当該大会が日本陸上競技連盟 公認大会であることを証明できる資料 及び記録の証明書(リザルト)を 添えること。また 2019 年以降の申請には、当連盟事務局に対して大会参

加申請書及び大会結果報告書の提出が行われていることが必須となるので注意すること。

- (5) 当連盟のクラス分け委員会の国内クラス分けを受けている者。なお、WPA クラス分けを可能な限り速やかに受けること。
- (6) メディカルチェックで健康上の問題がなく、陸上競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (7) アスリートとして礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。
- (8) 保護者の同意書を提出し得る者。
- (9) 強化育成指定選手基準記録を突破していない場合においても、パラリンピック競技の特性を考慮し、強化委員会が競技別種目強化育成指定選手として指名した者。また、当連盟による選手発掘育成事業を完了したものについては、今後の強化育成を目的に特別強化育成指定選手として活動することを認める。

(申請手続き)

- 第3条 強化育成指定選手への申請は次による。
- (1) 申請前年の4月1日から申請締切日の記録に基づいて、申請締切日までに申請書と関係書類等を育成ブロック(指定された場所)に提出すること。
 - (2) 当該年の申請締切日から 10 月 31 日までに認められた大会で標準記録を 突破した選手は、当該年4月1日以降に追加申請をすることができる(追

加申請を行なう場合は、その年の IPC 登録を済ませていること)ただし、 申請は当該年11月15日までとする。

(強化育成指定選手の決定)

第4条 強化育成指定選手の決定等は次による。

- (1) 定められた期間内の記録に基づいて、申請締切日までに申請があった者について、強化育成指定選手選考委員会(以下、選考委員会)で審査・決定される。決定は毎年4月1付で行ない、当該年度(翌年3月31日)まで有効とする。ただし20歳未満の選手は翌年度までの2年間(翌々年3月31日)まで有効とする。なお、選考委員会は「強化指定選手規程」にある選考委員会を以てあてる。
- (2) 当該年(申請する年)の申請締切日から 10 月 31 日までに強化育成指定選手 標準記録を突破した新たな選手の追加申請は、申請された月内に審査し、その翌月に決定する。追加の審査・決定された選手の期間は、決定された月からその翌年の年度 3 月 31 日まで有効とする。
- (3) 別途定める強化育成指定選手誓約書に署名し提出した者。
- (4) 指定された選手は、強化育成指定選手として認定されるが、その後にメディカルチェック票(健康調査書)及び誓約書を提出しなければならない。

(強化育成指定選手の取り消し)

第5条 以下の事項に該当する場合は指定を取り消すことがある。

- (1) 医学的問題により育成指定選手の活動が困難な場合。
- (2) アンチ・ドーピング規定違反やクラス変更が生じた場合。

- (3) 強化指定選手等の行動規定の違反に対する処分に該当する場合。
- (4) 当連盟の別に定める規律規程違反のあった場合。

(活動)

- 第6条 本連盟が実施する次の事業に参加できる。
 - (1) 育成指定選手合宿。
 - (2) 当連盟が主催する大会及び研修会、講習会等の行事。
 - (3) 当連盟が派遣する国際大会(参加条件は大会ごとに設定)。

(遵守事項)

- 第7条 育成指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合 には書面にてその理由を申し出て了承されなければならない。
 - (1) 指定された合宿への参加。
 - (2) 指定された国内大会への出場。
 - (3) 指定された本連盟行事への参加協力。
 - (4) 出場大会成績の報告。
 - (5) 健康など医学的状況変化の報告。
 - (6) アンチ・ドーピング及びクラス分けに関する規程。
 - (7) WPA(世界パラ陸上競技連盟)、当連盟などの規則。

(費用負担)

第8条 費用負担は次による。

- (1) 合宿にかかる参加経費について、20 歳未満の選手は原則として強化事業費を充てる。ただし、個人負担が必要な場合もある。国際大会派遣については事前指定の個人負担を徴収する。20 歳以上の選手は原則として個人負担での参加とする。
- (2) 当連盟が推薦し日本パラリンピック委員会が派遣する総合大会(パラリンピック、アジアパラ競技大会等)の出場経費は、原則として日本パラリンピック委員会負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

付則

この規程は平成28年2月22日施行

平成28年10月1日 一部改正

平成30年1月1日 一部改正

平成 30 年 10 月 20 日 一部改正

令和元年 12 月 24 日 一部改正

令和2年12月19日 一部改正

令和4年1月31日 一部改正

令和5年1月25日 一部改正

令和6年1月30日 一部改正

令和7年2月2日 一部改正